

第33号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

神戸市長 久元喜造

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。第8条において「特別措置法」という。」を加え、「定めるものとする。」を「定めるほか、教育職員が正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第7条第1項中「（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保に関する措置）

第8条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考)

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 ぬきがき

(_____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号_____）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号））第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第14条第2項の規定により一般の職員に休日勤務手当が支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下同じ。）は、命じないものとする。

。第8条において「特別措置法」という。

定める

ほか、教育職員が正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号））第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

2, 3 略

(業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保に関する措置)

第8条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を行うものとする。

第33号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例の件

1. 目的

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会が講すべき措置について定めるため

2. 対象の範囲

校園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、任期付教諭、常勤講師等

3. 実施時期

令和2年4月1日

4. 内容

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例」第8条により、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条第1項に規定する指針（「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」（文部科学省指針））に基づき、教育委員会の定めるところ（「教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則」（教育委員会規則））により以下の内容を定める予定

○業務を行う時間の上限

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外的的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には教育職員が在校している時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を「在校等時間」とする。

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②勤務時間内に割り振られた休憩時間において、休憩が取得できなかった時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④勤務時間外の休憩時間

○上限時間

- ①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
- ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6か月まで）